

日本学術会議心理学・教育学委員会不登校現象と学校づくり分科会
20250307 第 5 回公開シンポジウム「不登校現象と今後の学校づくり」

子どもの多様性に応えることのできる公教育システムの再構築へ

—教育行政・学校経営・教職の在り方を問い直す—

浜田博文（筑波大学）

1. 「不登校」児童生徒の現状

文部科学省初等中等教育局児童生徒課（2025）によると、

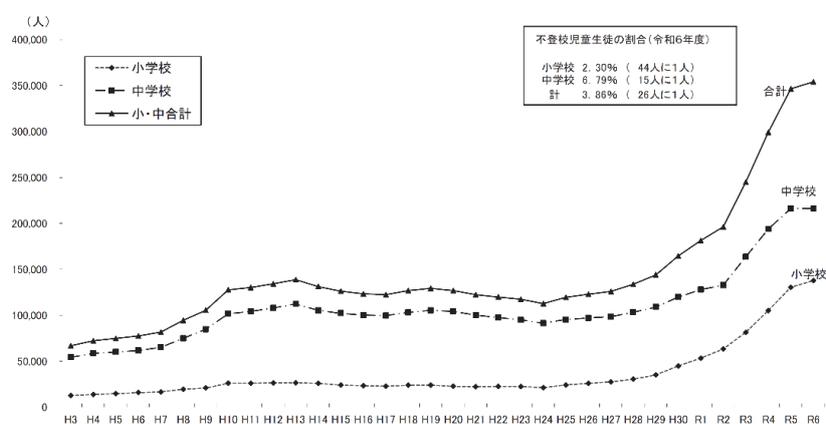
- 小・中学校の不登校児童生徒数は 353,970 人、割合は 3.9%（下表参照、p.4）。

小・中学校における長期欠席者数

	長期 欠席者数 (前年度)	うち 不登校 児童生徒数 (前年度)	不登校 児童生徒の 割合 (前年度)
小学校	230,665 人 (218,238 人)	137,704 人 (130,370 人)	2.3% (2.1%)
中学校	276,305 人 (275,202 人)	216,266 人 (216,112 人)	6.8% (6.7%)
計	506,970 人 (493,440 人)	353,970 人 (346,482 人)	3.9% (3.7%)

- そのうち年間 90 日以上欠席者は 191,958 人、不登校児童生徒の 54.2%。出席日数 10 日以下の者は 37,588 人、10.6%。
- H10（1998）頃から小康状態の後、H24（2012）年頃から増加傾向、H29（2017）以降は顕著な増加（p.73）。

<参考2> 不登校児童生徒数の推移グラフ



- 不登校児童生徒について「学校が把握した事実」として多いもの（p.4）

不登校児童生徒について把握した事実（把握した事実として多いものは以下のとおり）

	人数	不登校児童生徒に 占める割合
学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	106,436 人	30.1%
生活リズムの不調に関する相談があった。	88,563 人	25.0%
不安・抑うつ等の相談があった。	85,854 人	24.3%
学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	55,152 人	15.6%
いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	46,624 人	13.2%

- 「学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒」は 135,724 人で 39.3%。（そのうち教職員から継続的な相談・指導等を受けていたものは 120,759 人、89.0%）

- 高等学校生徒のうち不登校生徒は 67,782 人で 2.3%。そのうち中途退学になった者は 10,566 人で 15.6%。原級留置は 2,963 人、4.4%。(p.5)
- 不登校生徒について把握した事実として多いもの (p.6)

不登校生徒について把握した事実 (把握した事実として多いものは以下のとおり)

	人数	不登校生徒に占める割合
学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	18,236 人	26.9%
生活リズムの不調に関する相談があった。	17,787 人	26.2%
不安・抑うつ等の相談があった。	10,827 人	16.0%
学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	8,654 人	12.8%
選択肢に該当なし	8,087 人	11.9%

- 2. 小・中・高校の不登校児童生徒数は 42 万人超。但し、その傾向のある者はこれ以外にも。

2. 「不登校」現象とは何か？

(1) 要因の捉え方の変遷 (伊藤 2024)

- 1950 年代：「学校恐怖症」 = 個人の病気→医学モデル、治療対象
- 1980 年代：「登校拒否」 = 学校の強制性・画一性の回避、登校刺激はダメ
- 1992 年以降：「登校拒否はどの子にも起こりうる」 → 「不登校」概念へ
- 2000 年代以降：「不登校」 = 社会要因、多様性・複雑性→個々のケースの適切な理解に基づく対応の必要性、背景要因との関連性への配慮の必要性

(2) 「問題」を捉える視角の多様性

- ① 公教育の理念を実現するための学校制度：「日本型公教育」(大桃・背戸 2020) の枠組
 - すべての子どもに、教育を受ける権利 (学習する権利) を保障する。(open:公開)
 - 設置者を限定して学校を設け、保護者は子どもを学校へ通わせて、学習指導要領に依拠した教育内容を、検定教科書を用いて、教員免許をもつ教員が子どもに教える。(official:公的、common:共通内容)

* この枠組に収まらないケースの増大・多様化→制度の何をどう変えるべきか？単純な教育機会均等の保障 (平等 : equality) から、公正 (equity) と社会正義 (social justice) に基づく資源配分の再構成

* 「排除」から「包摂」へ
- ② 学校組織・カリキュラムに内在化されている硬直性をいかに柔軟化するか？
 - 子どもの個性・能力・特性の差異と学年制・学級制や教科系統性などとの不整合
 - 規格化された時間割・教室空間、価値規範、Etc.
 - 「みんな同じく」処遇する学校文化→その結果として生じる「排除」(柏木 2020)
- ③ 学校へ行かない理由・要因の多様性と確定困難性→原因 (第 1 次的、第 2 次的) の複合性、かつ社会関係性
 - 医学・生理学的な問題の第二次的問題として生じる不登校。(中井 2025)
 - ◇ 不登校の 57%が神経発達症 (発達障害 : ASD 自閉症スペクトラム症や ADHD 等)。 87%が不登校になり始めて神経発達症と診断。24%は不安障害などの精神疾患。不登校の 91%に睡眠障害や頭痛などの身体愁訴。ASD の 40~80%に睡眠障害 (一般小児は 10~30%)。小児の睡眠障害は脳機能の異常をきたす。→睡眠・生体リズムの治療の必要性
 - ◇ 起立性調節障害、ディスレクシア (読み書き困難の学習障害)、感覚過敏などを含めて、第三者にわかりにくい子どもの発達の特徴の理解と適切な支援 (川崎他 2025)。

「その子を変えるのではなく、環境を整える」(精神科医さわ 2025)

例 1)

「学校に行くこと」を怠けているから家にいるわけではないんです。
 「学校に行くこと」に精一杯向き合っ、辛くて悲しい気持ちを何度も味わって…それでも
 「行かなきゃ、頑張らなきゃ」と思いながら向き合った結果「不登校」になっているのだと感
 じます。

「怠惰」とは正反対。まったく別です。

https://note.com/romi_uirotar0/n/n5531714d8f60

前掲「学校が把握した事実」(p.1 下)とのズレ

- 本人は理由を言語化しにくい。教師も保護者も真因がわからないことが多い。その結果、誤解もありうる。

◇ 学校の内外における子ども・保護者への支援策の必要

例 2)

学校に通いづらくなった子が実際に不登校になるまでには、子ども自身も保護者も迷い、葛藤し、
 勇気を出して行動してみてもまた打ちのめされて、絶望し、体が動かなくなり、最終的に不登校に
 ならざるをえなかったという苦しみを経ている人ばかりである。学校に通っている子どもは、
 ほぼ全員が「学校に通うことは当たり前」であり、休んでいいなんて露ほども思っていない。…
 ようやく不登校になったとしても、このままでいいのか？という迷いや不安は何年たってもつきま
 とう。安易に甘やかしているというようなものでは決して決してないのだ。(新美 2025 : p.26)

- 子ども・保護者の支援方策：

◇ スクール・カウンセラーの配置 (1995 開始)。臨床心理学の立場からの支援ニーズの
 増大。しかし、背景「問題」の多様性と手がかりの少なさ (伊藤 2024)。

「きっかけが何か自分でもよくわからない」

(どのようなことがあれば学校に戻りやすいか)「特になし」など

* 個性が高く背景要因が多様で変化が早いため、実践も研究も難しい。心理+医療
 +教育+福祉+司法の連携の必要性。

◇ スクール・ソーシャルワーカーの配置 (2008 開始)。貧困、ひきこもり、虐待、ヤン
 グケアラーなどの多様な社会的課題に対応した支援の必要。(野田 2025、保坂
 2019)

- いじめ、暴力、家庭の貧困など、多様な要因との関連性
- 様々な居場所の確保：フリースクール (フリースペース)、適応指導教室 (学校生活への適
 応を目標として 1990 年に設置)

④ 学校・教員の業務過重負担とその解消策の必要

- ゆとりのない学校・教員業務の現実 (浜田 2025)：子どもの個性への対応困難さ

◇ 学習指導要領の過密さ：教育方法や資質・能力にまで (本田 2025)

◇ 学習量の過重化、評価の厳格化、授業密度の過度な上昇など (油布 2025)

- ◆ 1 件ごとに、どのような現象として理解すればよいか、がわかりづらい。
- ◆ 子ども・保護者・教員にとって「わからない事柄」が多い。(前掲文科省調査の不十分さ (公益社団
 法人子どもの発達科学研究所・浜松医科大学子どものこころの発達研究センター 2024、本田
 2025))
- ◆ 第一次的に、子どもと保護者に対する支援が必要。それにとどまらない社会的課題としての検討課題
 がある。→教育行政、学校経営、教職のありようを捉え直し、あるべき姿を描き直す。

例 3)

・・・『不登校』とは「何らかの 心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を 除いたものを指すのだとか。ということは、普段学校を休みがちで、もしくは朝の登校前「いきたくない…」と言っておふとんの上でぼろりと涙を流し「それなら学校まで送ってあげるから、行こな？」
そのように促されてしぶしぶ登校しているという子はここには含まれないのだ。この現象もわりと大変なことだと思うのだけれど。

例えば、うちの 6 歳のひととか。

4 月、空色のランドセルを背負って意気揚々、入学した小学校に、6 歳はいまぜんぜん行きたくないのだそうだ。

それは、秋晴れの涼やかな天候に恵まれた 10 月終わりの運動からしばらくして、ある日突然起こった。

ある日、7 時半という、8 時自宅出発という予定時間を鑑みるとデッドラインですらない時間にお布団の山の中からひょっこりと顔を出した 6 歳のひとは、眼球の上につすらすと涙の表面張力を作ったそう言った。

「がっこう、いきたくない」

それで、あわてたわたしは理由を聞いた、何かいやなことがあったの、お友達と喧嘩でもしたの、もしかして体調がわるいの？でもその質問の答えはどれも「No」であって、なんとか本人から聞きだした言葉のエッセンスを結んで繋げて解読したその「理由」は

「ちょっと前に教室の窓ガラスが割れたのが怖かった」

というものだった。教室の環境が怖いのだそうだ。

確かに 6 歳のクラスは、「その力で発電でもしとき」とでも言いたくなるような元気印が粒ぞろいで、その子達それぞれは大変に可愛いし、別に誰も悪くはないのだけれど、その個人々を集めて攪拌すると危険というか、揉め事が日々頻発する。

ついこの前も昼休みに喧嘩が勃発、そこで弁の立つお友達の挑発に乗ったひとりがなやら重量のあるものを窓ガラスめがけて投げつけたらしい。わたしが 5 時間目の終わりにいつものように 6 歳を迎えいくと、前庭に面した窓ガラスの一番端っこが「とりあえずあてときました」のダンボール窓仕様になっていた。尚、教室の窓ガラスが誰かの故意というか過失によって割られたのはこれが 2 回目だったりする。

6 歳はそのことを言っているらしい。

わたしはこの 6 歳の他に、大人しい女の子（6 歳の姉、現在中学生）とあとひとり、小学校時代には、授業中ひとつもじっとしていない、寄ると触ると喧嘩をし、何なら低学年の頃に教室のガラス窓を割った過去もある男の子（6 歳の兄、現在高校生）を育てているので、クラスの窓ガラスが割れたと聞いて「へー、1 年に 1、2 回は割れるよな、教室の窓ガラスは」

と意にも介していなかったのだけれど、6 歳は箱入りというか乳幼児期をバイタルモニターのアラーム音とレスピレーターのアラーム音以外は然程音のない、極めて静寂な病院で過ごし、やっと半分程通うことのできた幼稚園も、穏やか過ぎるくらい穏やかな子ども達の集う幼稚園で、前庭のマリア様のお守りの元にベテランの幼稚園教諭と補助の先生とごく静かに過ごしてきたもので、昼休みに元気印の男児が仔犬のように喧嘩をし、授業中時折言い合いが起きて誰かが教室から遁走し、あまつさえ教室の窓ガラスが割れた現在の環境というのは

「やくざの出入りや…」

くらいのインパクトがあったらしい。もしくは●●の立ち入りか。

この 6 歳は先天性の心疾患持ちで、今でも医療用酸素を手離せない。当然、支援学級に在籍はしているのだけれど、こと●●の『支援学級』というものは、他府県のものやや色合いが異なるもので、原学級方式という学校生活のほとんどの時間を普通級で過ごす形が基本になる。そのことをわたしは 6 歳を入学させるまでよく知らなかったし、知ってから驚いたし、説明せえよとも思ったものだった。そしてこの件については「いつか言うたる」と思っている、教育委員会のエライひとに。

ともかくも、6 歳は普通のお友達が難なくこなしている学校生活のあれこれに挑む際、普通の子達の 1.5 倍くらい頑張り具合が必要になり、故に学校の中で感じる緊張は普通の子ども達よりも多くなる。

そうでなくとも元々、体力も血中の酸素飽和度も常人より著しく低い 6 歳は、ちょっとした具合の悪さが冗談ではなくてそのまま死への不安につながるという人種で、そりゃあ日々不安にもなるし、とにかく疲れるだろう。

ということも、あんまり想像できていなかったんだよなあ、母親のわたしは。

だって、6 歳の体というか、病態をもって、普通に地域の小学校に登校しているというだけでももう偉偉なのだ。かつての入院ばかりしていた頃の 6 歳の様子を知っている人は、6 歳が小学生になった姿を見て皆驚く。その上何故か感染症に矢鱈と強くて、風邪を引いてもインフルエンザにかかった時すら入院を回避してきた。だからわたしはこの子を「とにかく強い子や」と思っていたし、周囲からもそのように言われてきたけれど、それは病気のお友達の中ではということであって、普通の、元気なお友達の中で 6 歳は、入学から今日まで相当なガッツで彼らについていっていたのだと思う。

「…なんかすんません」

という気持ちになった。

どんなに気を付けていても、日常でケアすることの多い、それだから常に 6 歳の隣に控えているという、通常よりもやや過密な母子関係を続けていると、時にこういう齟齬がおきる。自分と子どもの意識を上手く切り離せないのだ、自分が感じていることの集合に子どもの感情が含まれると思ひ込んでしまう。

—あなたは強い子。

それはあくまでわたしの希望的観測であって、待望する楽観であって、6 歳にとってしんどいことの範疇は普通の子よりもかなり広いし、怖いものの荒野はさらに広大だ。そうでなくとも 6 歳児の中には 46 歳のおばさんの屈強さは欠片も存在しない。

<https://note.com/6016/n/n4168fcdfe683> (一部修正)

3. 教育行政（国・地方）施策の現状

(1) 教育機会確保法（2016）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

- 教育支援センター、校内教育支援センター、フリースクール等の民間施設、夜間中学、etc

総則（第1条～第6条）

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨の通り、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
 - 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
 - 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
 - 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
 - 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携
- 国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

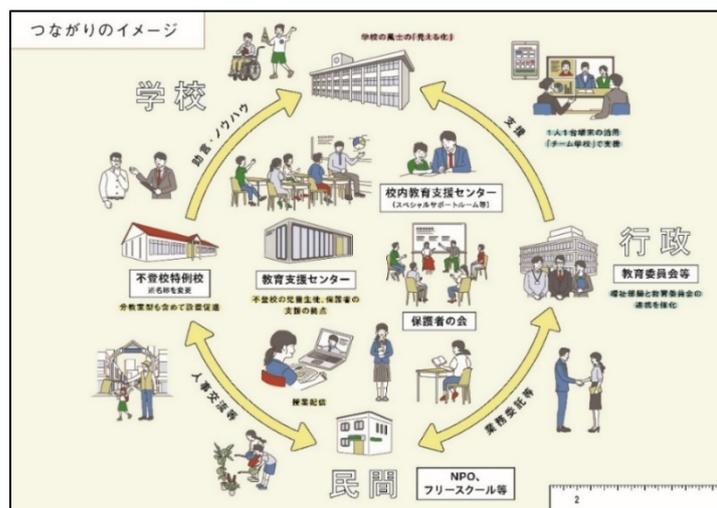
国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第14条・第15条）

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
 - 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
- 構成員：(1) 都道府県の知事及び教育委員会、(2) 都道府県内の市町村長及び教育委員会、(3) 民間団体等

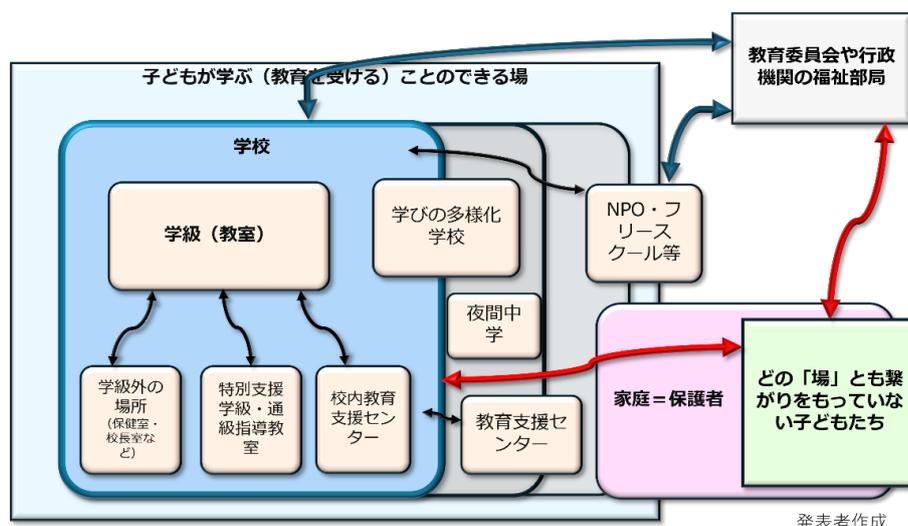
- (2) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」（COCOLO: Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning）（文部科学省 2023b、2023c）
- 不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、
 - ◇ 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整備
 - ◇ 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援
 - ◇ 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所
 - 仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながるようなことができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。
 - ◇ 不登校特例校の設置促進（早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称→「学びの多様化学校」に。）
 - ◇ 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
 - ◇ 教育支援センターの機能強化（業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究）
 - ◇ 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障（不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に）
 - ◇ 多様な学びの場、居場所の確保（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）



(文科省 2023c)

4. 学校経営の実態と対応の現状

- 「学びの多様化学校」による様々な実践：子どもの個別性に対応した柔軟な取り組み。但し、対象数は少ない。学習指導要領の標準時数 2 割削減など教育課程の柔軟化や子ども・教員数、空間配置などの工夫が可能。基本的には、従来の学校教育という枠組の範囲に留まる。
- 校内教育支援センターの意義と陥穽・課題
 - ◇ 学校に行きたくても行けなかった子どもにとってのステップに
 - ◇ 教室にいろいろな事情を抱えた子どもの居場所（待避場所）
 - ◇ 個々の子どもの状況に対する十分なケアは可能か？
 - ◇ 担当職員配置は十分か？：
 - ✓ 支援員（非教員）のみ配置のケース→教育を保障する場所ではなく、「居場所」「待避場所」
 - ✓ 非常勤・時間任用→管理職や学級担任教師との丁寧な情報共有の困難→学級担任、管理職、保護者との情報共有は十分にできるか？
 - 校内教育支援センターの支援員の勤務は 15 時まで。長期休業中は勤務無し→校内の他教員との連携もフリースクール等との連携も困難。（田中 2026）



発表者作成

- 子どもたちの多様性の拡大状況→それに対応するためには教職員の多様性（異質性）と相互開放性（対校内、対校外）が必要

- ◇ 特別支援教育、通級制度の普及と通常学級の中の子どもの多様化・共生
- ◇ 教師以外の支援スタッフ、心理・福祉の専門スタッフ等の配置（「チームとしての学校」）
- 不登校現象の中にある多様性に対する理解を学校の中で広げる必要（従来、あまり視野に入れられてこなかったこと）
 - ◇ 学校内外での教員研修の重要性
 - ◇ 学校での生活・学習・教室環境になじむことのできない理由を抱えている子どもの存在を理解するための知識・姿勢（ディスレクシア、感覚過敏、発達障害、学習障害、ギフテッド（発達障害をあわせもつ場合も多い）など）⇒保護者も教師も子どもも不登校の理由に気づけない。⇒ 積み重ねられるネガティブ経験。これを解消するための手立ての必要
 - ✓ 「私たち（フリースクールスタッフ）は別にそんなに問題ないんじゃないって思っていることでも、学校サイドから言うとね。『いや、ちょっとあの保護者さんはどうなんだ』みたいなのがあったりして、それでちょっとギクシャクしたようなことはあります」（田中 2026）
- フリースクールと学校の連携・情報共有の必要性和難しさ
 - ◇ フリースクール・保護者・学校・SSWの相互の繋がり方は複雑・多様：子どもを真ん中にして情報共有・共通理解するための方法を意識的につくる必要。
 - ◇ Social justice leadership（柏木 2020）
 - ◇ 不登校の子どもについての情報共有・コミュニケーション（田中 2026）
 - ✓ 例1）フリースクールからのアプローチ：通所する子ども全員の在籍校と毎月の書面報告（出席状況、学習・生活の様子）と年1回の学校訪問（複数スタッフで校長・学級担任と対面で1時間程度）。学校訪問前に保護者に連絡して学校に伝えたいことなどを聴取。
 - ✓ 例2）学校からのアプローチ：フリースクールに3年間通った子どもが校内教育支援センターに登校し始めたことを契機として学校から訪問の連絡。今までの様子を聞きたいということと、（中略）、読み書きについて、ちょっと不器用さが見られるので、こちらでどういうふうにサポートしているのかとか、・・・」→「できること」「苦手さ」「支援のタイミング」などの共通理解へ
- 近代学校制度に付随する上意下達型の教育行政・学校経営、2000年代以降にむしろ硬直化してしまった学校内部組織構造（浜田・諏訪 2024）を解きほぐす必要性（浜田 2025）：とくに校内教職員・管理職間のコミュニケーション回路開拓による組織文化形成（浜田 2012）

5. 教職をめぐる諸困難

- 教師の業務過大と慢性的な長時間勤務は未解決→子どもの個別性・差異に丁寧な対応することの困難
- 専門性の問い直しの必要性
 - ◇ 「生と学びを保障する教師の専門性の検討」（柏木 2021）
 - ◇ 教職という profession の包摂性を高める：専門性の拡張→教職の中の異質性を確保する。多様な「専門性」の保証（浜田 2024b）
 - ◇ 「教科指導に自負の強い高校教師が、定時制高校の多様な生徒との関わりの中で、自身の指導の幅を広げ、教育観や教職アイデンティティを変容・再構築する過程」（牧野 2024）
- 学校における多職種協働のみならず、教職内部の専門性の問い直し
 - ◇ 教職内部を多様化する、様々なフリースクールの経験値を学ぶ：「学校らしさ」を相対化することのできる専門性、オルタナティブな教育を実践できる専門性を備えた教師の育成（本山 2024、小野 2025c）

- ◇ 子どもの多様性、教育実践の多様性などの視野を備え、学校組織の特性を踏まえた組織マネジメントができる学校管理職の育成（浜田 2025）
- ◇ 社会正義と省察：「教育の機会均等はもとより、子どもの困難状況の背景にある物質的・文化的・関係的要因や社会構造に目を向け、場合によっては声をあげること」を教職の専門性に位置づける（高野 2023）

6. 論点

- どこにも繋がりをもつことができていない（教育機会を保障されていない）学齢期の子どもに対するアウトリーチ方策の検討。→地方自治体行政機関、学校など
- 公教育システムが依拠する「公共性」論の再構築：就学義務の拡張、学校外教育の包摂、「教育の公共性と生活・生存保障の公共性の二側面による『学校外教育』の正当化へ」（後藤 2019）
- 公費支出の根拠の検討（武井 2025）
- 子どもの多様性を踏まえた各教科の教育内容体系の検討→教科教育学研究への期待
- フリースクールの質保証（武井 2025）、それに携わる人達の「専門性」の保証の必要。
 - ◇ 学びの場を「公教育」（≒公費支出）として認証する仕組み
 - ◇ 教職の専門性の拡張
 - ◇ 神経発達症等への支援資格を教員免許の専門資格（endorsement）に（？）
- 子どもと保護者が苦悩を抱え続ける前に（または、抱えはじめた初期段階で）、相談できる場や窓口が必要。特に保護者に対する支援。
 - ◇ 離職防止などの就労環境支援
 - ◇ 孤立無援な状態を予防するつながりづくり

娘が不登校になって4年、不登校の子は右肩上がりが増えて35万人を超えた。文科省は「誰一人取り残されない学びの保障」って言ってる。でも実態は、保護者が自分で調べ、各所に問い合わせ交渉して、時間を削りお金を払い精神削られながらも狂気的な執念で諦めなかった人だけがようやく救われる設計。
https://x.com/bigjamp2/status/2023308627558465656?s=43&t=2FmvQFsIio17N_-pwCPW9Q

- 「不登校児童生徒のための」ではなく、子どもの多様性に対応することのできる多様な教育機会が確保された公教育システムの検討（小野 2025a、2025b、2025c）
 - ◇ 「異質性・別様性を包摂する公教育の境界のあり方」「応答的な〈縁側〉をもつ公教育の制度化」（吉田 2023）
 - ◇ 「多様な『別の学び場』の連続性や学校・学級内の『多様性』の承認に伴って生じる境界線が常に見直しに開かれていること」が「学校制度の包摂性」には必要（後藤 2024）
- 「個別最適な学び」という用語の陥穽（自由進度学習、自己調整学習）：「学習の場所・時間・進度・教材等を学習者が自由に選択できる個別のニーズに応じる個別の学びの在り方が、他者性や社会的文脈から乖離した学びへと転化しうる」「子ども自身が多様な他者との相互関係の中でニーズ充足を行う主体としての力を身に付ける学びから疎外されかねない」（柏木 2023）
 - ◇ 子どもの多様性・困難を踏まえた「包摂の学級経営」（中村 2023）、「包摂する学校づくり」（柏木 2021）の必要、「通常の学校・学級と異なるオプションを設けることの意図されざる影響・・・厳しい家庭環境の子どもや不登校の子どもを受け入れるための場を増やすことはかえって通常の学校・学級からの排除を加速させる可能性がある。」（武井 2023）
- 高等学校の不登校生徒や中退生徒等へのサポート体制、進路保障の必要性（通信制高校生徒の増大等の課題検討）（鈴木 2022、櫻井 2025）

引用・参考文献

- 伊藤美奈子（2024/07/28）「不登校児童生徒への支援の現場から」第1回公開シンポジウム「不登校に関する政策動向」資料
- 伊藤美奈子（2025/03/16）「臨床心理学における研究動向」第3回公開シンポジウム「不登校に関する政策動向」資料
- 大桃敏行・背戸博史編著（2020）『日本型公教育の再検討—自由、保障、責任から考える—』岩波書店
- 小野明日美（2025a）「1970年代アメリカにおける『公立オルタナティブ・スクール』の是非をめぐる議論の展開—New Schools Exchange Newsletterの分析から—」『筑波大学教育学系論集』第50巻第1号、pp.47-59
- 小野明日美（2025b）「1970年代米国の『フリースクール』公立学校化の過程における管理運営方策と論点—ミネアポリス学区南東地区の事例分析—」『日本教育行政学会年報』第51号、pp.126-142
- 小野明日美（2025c）「1970年代米国の公教育の変容における『オルタナティブ・スクール教師養成プログラム』の意義—インディアナ大学による取り組みの分析を通して—」『教育学研究』第92巻第2号、pp.28-38
- 柏木智子（2020）『子どもの貧困と「ケアする学校」づくり—カリキュラム・学習・環境・地域との連携から考える—』明石書店
- 柏木智子（2021）「子どもの生と学びを保障する学校づくり—『ケア』に着目して—」『日本教育経営学会紀要』第63号、pp.35-50
- 柏木智子（2023）「公正な社会の形成に資する学校と教員の役割—社会の分断を防ぐケア論に着目して—」、佐久間亜紀・石井英真・丸山英樹・青木栄一・仁平典宏・濱中淳子・下司晶編『教育学年報14 公教育を問い直す』世織書房、pp.183-204
- 川崎聡大監修、川上康則・神谷哲司・三富貴子・和田一郎・石田賀奈子（2025）『発達障害の子が羽ばたくチカラ 気になる子どもの育ちかた』KADOKAWA
- 公益社団法人子どもの発達科学研究所・浜松医科大学子どものこころの発達研究センター（2024）『文部科学省委託事業 不登校の要因分析に関する調査研究 報告書』https://www.mext.go.jp/content/20251120-mxt_jidou02-100002768_1.pdf〔2026/02/23 最終確認〕
- 後藤武俊（2019）「学校外教育の公共性に関する考察—困難を抱える子ども・若者への包括的支援の観点から—」『日本教育行政学会年報』第45号、pp.41-57
- 後藤武俊（2023）「『切実な要求』に応える公教育ガバナンスの原則と分析枠組に関する考察—多機関・多職種連携時代の公教育を見据えて—」、佐久間亜紀・石井英真・丸山英樹・青木栄一・仁平典宏・濱中淳子・下司晶編『教育学年報14 公教育を問い直す』世織書房、pp.103-120
- 後藤武俊（2024）「現代学校制度における多様性・公正性・包摂性の位相—学びの場を『分けること』の是非をめぐる—」『日本教育行政学会年報』第50号、pp.26-43
- 櫻井大介（2025）「学校での学習と生活に困難を抱える生徒を包摂する公立高等学校のあり方—教員集団の組織体制に焦点をあてて—」『日本高校教育学会年報』第32号、pp.6-17
- 篠原岳司（2025）「日本型公教育・学校システムの変容と教育経営」『日本教育経営学会紀要』第67号、pp.2-17
- 鈴木純（2022）「中学校生活に困難を抱えていた生徒への高等学校での支援の在り方—X県の公立全日制普通科高等学校の事例に着目して—」『日本高校教育学会年報』第28号、pp.4-13
- 精神科医さわ（2025）『「発達ユニークな子」が思っていること』日本実業出版社
- 高野貴大（2023）『現代アメリカ教員養成改革における社会正義と省察—教員レジデンシープログラムの展開に学ぶ—』学文社
- 武井哲朗（2023）「多様性の包摂と教育の制度・経営—『チームとしての学校』と不登校児童生徒への教育保障に着目して—」『日本教育制度学会紀要特別号（創立30周年記念）—教育制度学研究の成果と展望—』pp.149-167
- 武井哲朗（2025）「民間のフリースクールと自治体のガバナンス—不登校児童生徒支援の多様化と市場化が進むなかで—」『日本教育政策学会年報』第32号、pp.73-80

- 田中杏奈（2026）『課題を抱える児童支援をめぐる学校と関係アクターの連携の実態に関する研究—学校・NPO・スクールソーシャルワーカーのインタビューに基づいて—』2025年度筑波大学提出修士論文
- 特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク（2023）『フリースクール白書 2022』学びリンク
- 中井昭夫（2025/03/16）「医学・脳科学における研究動向～子どもの睡眠リズム障害と神経発達症～」第3回公開シンポジウム「不登校現象に関する研究の到達点」資料
- 中村映子（2023）『包摂の学級経営—若手教師は現場で主体的に育っていく』ジヤース教育新社
- 新美妙美（2025）「発達障害と不登校」『そだちの科学』第44号、日本評論社、pp.26-31
- 野田正人（2025/03/16）「社会福祉学における研究動向」第3回公開シンポジウム「不登校現象に関する研究の到達点」資料
- 浜田博文（2012）『学校を変える新しいカー—教師のエンパワメントとスクールリーダーシップ—』小学館
- 浜田博文（2024）「大学における教員養成の未来—教職における専門性と多様性の保障に向けて—」日本教師教育学会監修、鹿毛雅治・勝野正章・牛渡淳・岩田康之・浜田博文編著、『大学における教員養成の未来—「グランドデザイン」の提案』、学文社、2024年、pp.103-117
- 浜田博文（2025）『教職エンパワメント』東洋館出版社
- 浜田博文・諏訪英広編著（2024）『校長のリーダーシップ—日本の実態と課題—』学文社
- 保坂亨（2019）『学校を長期欠席する子どもたち—不登校・ネグレクトから学校教育と児童福祉の連携を考える』明石書店
- 本田由紀（2025）「なぜいま不登校が急増しているのか」『そだちの科学』第44号、日本評論社、pp.13-19
- 牧野豊（2024）「夜間定時制高校における経験が教師の成長に与える影響—葛藤と教職アイデンティティの揺らぎに着目して—」『日本高校教育学会年報』第31号、pp.4-13
- 本山敬祐（2024）「教員養成課程在籍者によるフリースクールでの越境学習の効果—認定NPO 法人盛岡ユースセンターとの連携による実践を手がかりとして—」『岩手大学教育学部附属教育実践・学校安全学研究開発センター研究紀要』第4巻、pp.11-26
- 文部科学省（2023a）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380956.htm
〔2026/02/16 最終確認〕
- 文部科学省（2023b）「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」（概要）」
https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt_jidou02-000028870-bb.pdf
〔2026/02/16 最終確認〕
- 文部科学省（2023c）「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」」
https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt_jidou02-000028870-cc.pdf
〔2026/02/16 最終確認〕
- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課（2025）「令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」
- 油布佐和子（2025/11/22）「不登校問題への現状認識と今後の検討課題」分科会第5回会議配付資料
- 吉田敦彦（2023）「別様な市民が創るオルタナティブな学びの場の公共性—〈縁側〉をもつ応答的包摂型公教育の生成へ」、佐久間亜紀・石井英真・丸山英樹・青木栄一・仁平典宏・濱中淳子・下司晶編『教育学年報 14 公教育を問い直す』世織書房、pp.29-56